配列表を含む出願における緊急避難時の手続方法について

特許庁審査業務部
出願課特許行政サービス室
特許行政サービス調整班

本手続は、特例法第６条第１項に規定（※ 1）する長大データにより、電子情報処理組織を使用した特定手続ができない場合に、電子情報処理組織を使用した手続に代え、**磁気ディスクの提出（書面の提出は不可）**により特定手続をしたものとみなすものです。

電子化手数料はかかりませんが、あくまでも**提出日（出願日）は**、以下に案内する手続により、**提出物件票とともに磁気ディスクを提出した日**となりますのでご留意ください。

なお、同規定に特許庁長官が必要と認めるときとあるように、本手続に際しては特許庁長官の認否が必要となりますので併せてご了承ください。

※ 1　特例法・・・工業所有権に関する手続等の特例に関する法律

【手続要領】

1. 特許庁へ事前に連絡を行った上で、出願ソフトで「入力チェック結果」フォルダーにあるエラー内容（メッセージ一覧の部分）をメールにて送付してください。
   特許庁審査業務部出願課特許行政サービス室　特許行政サービス調整班
   メールアドレス： pa1822@jpo.go.jp

2. 上記１で送られたエラー内容を確認し、緊急避難手続としての認否結果を連絡しますのでしばらくお待ちください。

3. 緊急避難手続を認める旨の連絡を受けた場合は、以下のケース 1～3 の対応にて磁気ディスクへの記録作業を行ってください。
   （ST26 の配列表データは、必ず WIPO Sequence により配列表の検証を行い、エラーを解消した上で提出ください。）

（注）手数料が必要な申請書類の場合、緊急避難手続では納付方法に「指定立替納付（クレジットカード納付）」、「口座振替」を利用することはできません。
「指定立替納付（クレジットカード納付）」、「口座振替」を記載した場合は、後日、手数料に係る手続補正指令書が発出され、手続補正書の提出を行う必要があります。
その他の納付方法（電子現金納付、予納、現金納付）での申請をお願いします。

磁気ディスクへの記録は、出願ソフトから行います。作成した「送信ファイル」を選択し、メニューの「ファイル」－「緊急避難用入出力」から行ってください。詳しくは操作マニュアルを参照してください。

・ 電子出願ソフトサポートサイト
  サポート→ユーザガイド→緊急避難出力の基本操作
・ 出願ソフトの操作マニュアル→Ⅳ.操作編
  第2章オンライン出願→2.3.8送信ファイルの緊急避難用入出力
・ 出願ソフトのヘルプ
  目次→オンライン出願→オンライン出願の操作まとめ→送信ファイルの緊急避難用CD-R出力

（注）磁気ディスクの仕様（特例法施行規則第２６条）
CD-R：光ディスク（日本工業規格Ｘ六二八一号（平成二十四年）に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）

●ケース1（書類一式200MB超、ST26単体200MB以下）
JPEG で読み込みの画素密度が高い場合や保存時の圧縮率が低い場合には、ファイルサイズが非常に大きくなります。
特許・実用新案の図面代用写真以外の図面の場合は、白黒のPNG、GIF、BMP形式のいずれかを使用し、それでも200MBを超える場合は、「緊急避難用入出力」にて磁気ディスクへ出力してください。
（緊急避難として出力されたデータには、書類一式、配列表（ST26）が含まれます）。

●ケース2（書類一式200MB以下、ST26単体200MB超）
出願ソフトでは、配列表200MB超のデータは明細書配下の【配列表】に配列表ファイルをリンクすることができません。
明細書配下の【配列表】を削除し、配列表の記載のない申請書類として「送信ファイル」を作成し、「緊急避難用入出力」にて磁気ディスクへ出力してください。
ST26の配列表データは、別媒体として磁気ディスクへ格納してください。

●ケース3（書類一式200MB超、ST26単体200MB超）
ケース2と同様の対応にて磁気ディスクへ出力してください。

4. 上記3により記録された磁気ディスクへ必要事項を記載してください。（後述の「磁気ディスクへの記載例（CD-R）」参照）

5. 上記4により提出用に作成された磁気ディスクと提出物件票等を封緘し、特許庁へ提出してください。
（「提出物件票」で提出された配列表は、明細書に記載した事項として扱われます。）

提出方法は、当日中に特許庁受付窓口（開庁日の9:00～17:00）への持参又は、当日の差出日が確認できる状態（書留郵便等）での郵送があります。
（注）当該手続に際して、ひな形や見本、委任状、証明書、同意書等の物件の提出を伴う場合は、それぞれの規則に沿った様式（手続補足書又は物件提出書）にて当該磁気ディスクに添付して提出する必要があります。（特例法施行規則第29条）

6. 書留郵便を利用した場合は、書留受領証のコピーをメール又はFAX(03-3501-6010)にて特許庁審査業務部出願課特許行政サービス室　特許行政サービス調整班へ送付してください。

＜磁気ディスクへの記載例（CD-R）＞

※レーベル面（記録面の裏側）に油性フェルトペン（黒）で、①格納されているデータ内容のタイトル、②手続をする者の氏名又は名称③識別番号④手続書類に整理番号を付した場合は整理番号⑤複数枚に及ぶ場合はCD-R番号（3桁の連続番号）を記載してください。

＜提出物件票記載例＞

（特例法施行規則　様式第 33（第 28 条関係））

提　出　物　件　票

令和　　年　　月　　日

特許庁長官　殿

１　提出者（代理人による手続の場合は「代理人」とする）

識 別 番 号　　０００００１２３４５

住所又は居所　　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名又は名称　　特許　太郎

２　磁気ディスクを提出する事由

送信データ量が 200MB を超え、送信することができないため

３　提出物件の目録

CD-R　　2 枚

特許願　　1　（CD-R 番号）

配列表　　1　（CD-R 番号）

（ 用紙はＡ４ ）